

【令和元年度事業者処分等について】

消費生活課

1 特定商取引法

(1) 処分(特定商取引法:業務停止命令・指示・業務禁止命令)

No.	事業者名及び所在地	処分等内容	販売類型・手法等	処分公表日
1	(株)FRONTOP 登記上 【東京都渋谷区】 実務上 【越谷市】	業務停止6か月 指示 業務禁止6か月 勧誘目的不明示 不実告知 迷惑勧誘	訪問販売(屋根修繕工事等) 「近所で屋根工事をしていますが、お宅の屋根が傷んでいるのが見えました。」などと言って訪問。 「屋根に隙間がありますのでこのままでは雨漏りします。」などと不実告知。	元.5.10
2	(株)ライズストア 【東京都中央区】	業務停止6か月 指示 業務禁止6か月 勧誘目的不明示 不招請勧誘 勧誘意思の事前確認義務 不備書面交付 迷惑勧誘	訪問購入(不用品・貴金属) 「そちらの方へ回っているんですが、要らないものはありませんか。」などと架電し、不用品の買取についてのみの承諾を取り付けたうえで貴金属の買取について勧誘していた。 「もっとないですか」「私が一緒に探しますから。」などと告げ執拗に勧誘。	元.7.3
3	(株)協和住設 登記上 【志木市】 実務上 【富士見市】	業務停止6か月 指示 業務禁止6か月 勧誘目的不明示 不備書面交付 重要事項虚偽記載 不実告知	訪問販売(排水管洗浄等) 「市の方から排水管清掃の連絡はありましたか」などと言って訪問。 「お宅は特別です。38,000円のところ30,000円です」などと不実告知。	元.11.26

(2) 指導(特定商取引法・県消費生活条例)

販売類型	件数
・訪問販売	15件
・通信販売	27件
・特定継続的役務提供	1件
・条例のみ	1件
計	44件

2 景品表示法

(1) 措置命令

No.	事業者名及び所在地	違反等の内容	処分公表日
1	(株)RAVIPA 【東京都豊島区】	<p>優良誤認</p> <ul style="list-style-type: none"> 「顧客満足度91.3%」などと満足度が高いかのような表示→モニターアンケート（統計的な客観性なし） 「50代弓削さん」などと実年齢よりも若く見えるかのように表示→1973年生まれの45歳 「同じ年齢でもこの差... お手入れなしお手入れあり」と髪の量が増えるかのように表示→ブローによる効果 <p>有利誤認</p> <ul style="list-style-type: none"> 「いつでも好きな時に1ステップで解約できます」と表示→平日10:00～17:00に電話のみ、低い電話受電率 	元.8.20
2	(株) MJG 【東京都新宿区】	<p>優良誤認</p> <ul style="list-style-type: none"> 「全国の患者様から選ばれてNo.1 お客様『評価』★★★☆☆」、「第1位むち打ち治療に強い接骨院全国の医師が選ぶむち打ち治療」等と表示→ネットアンケート（統計的な客観性なし） 「やせプログラム」を受けるだけで体脂肪の減少と身体の全体的な引締め効果が得られるかのように表示→合理的な根拠なし 	元.11.18

(2) 指導(文書及び口頭による注意)

文書注意	36件	優良誤認(18件)、有利誤認(3件)、優良有利誤認(15件)
口頭注意	7件	優良誤認(2件)、有利誤認(5件)
計	43件	

3 県消費生活条例(公表)

事業者名及び所在地	不当な取引行為の概要	相談概要	公表日	その他
NEW(株) 表示上 【春日部市】	誤信情報の提供(価格)虚偽の事実を表示する行為(会社名、所在地)	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカード決済で注文したが商品が届かない。 注文した商品と違うものが海外から届いた。 メールで事業者に問い合わせしたが返信がない。 	元.10.15	資料の提出の要求に応じない旨の公表